

所 属	健康福祉部 生活衛生課		
担当(係)名	食品安全推進担当	内線	2568

食品安全確保体制の整備

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
26,376	使用料及び手数料 1,163	報酬 16,802 (相談員報酬)
(前年度 26,370)	一般財源 25,113	需用費 618 (封入印刷等)
	諸収入 100	委託料 4,130 (検査の委託)

2 背景・現状

食品の偽装表示問題、農薬やメラミンなどの有害物質が混入された輸入食品の流通、非食用事故米穀を食用と偽って転売した事案の発生などにより、県民の食品に対する不信感・不安感が高まっており、保健所等への相談が増加している。

3 事業目的

県民の食品に対する不信感・不安感の解消を図るために、消費者や食品関係事業者からの相談窓口を充実するとともに、食品表示の監視指導及び輸入加工食品の検査を強化し、県内に流通する食品の安全性を確保する。

4 事業概要

食品安全相談員の設置 (19,270千円)

平成20年度に引き続き、食品衛生に関する専門的な知識・経験を有する相談員を県下5保健所に配置し、適正表示に係る事業者への技術的指導や消費者、食品事業者からの相談体制を整備する。

食品危機管理対策推進事業 (7,106千円)

社会的に影響の大きい偽装表示や食品への有害物質の混入など、食品の危機管理事案に対応するため、食品の安全確保体制を整備する。

- (1)食品関連事業者の情報共有体制を整備・維持していくため、平成20年度に引き続き、食品流通に係る事業者団体、企業と行政からなる食品安全連絡会議を開催する。
- (2)食品の偽装表示問題を受け、表示の適正化を推進するため、食品表示の監視指導について、重点的に実施するとともに、事業者向けに食品表示総合講習会を開催し、法令遵守について徹底を図る。
- (3)輸入加工食品の残留農薬検査を引き続き実施するとともに、新たにメラミンの検査を実施し、県内に流通する輸入加工食品の安全性を確保する。
- (4)食品に人の健康を損ねる毒物や農薬等の有害物質が混入するなどの危機管理事案に迅速に対応するため、毒劇物検査キットを整備する。

(款) 4 衛生費	(項) 3 公衆衛生費	(目) (2) 食品衛生指導費
(明細書事業名)	食品衛生指導費	
	食品安全相談員設置費	食品危機管理対策推進事業費